

## 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書

新聞を含む活字文化は、水、米などとともに日本の国を形づくってきた基礎的財と考えます。さらに新聞は、地域に張り巡らせた戸別配達網により、国内外の多様な情報を全国くまなく毎日届けることで、国民の知る権利と議会制民主主義を足元から支えてきました。

国土も狭く、資源も少ない我が国が、世界有数の先進国となったのは、国民の伝統的な勤勉性ととともに、新聞の普及と識字率の高さが学力・技術力を支える役割を果たしてきたことは広く万人が認めるところです。しかし、消費税増税によって経済的負担が増せば、新聞購読を取りやめる家庭がふえるものと懸念されます。現在でも活字離れが進む中、新聞を全く知らないで育つ子どもがさらにふえれば、国民の知的レベルの低下、社会への関心の低下等が起き、日本の将来が危ういものになりかねません。

消費税増税に当たり、多様な意見があるのは承知しています。ただ、多くの先進国では例外を設け、品目別に複数税率を導入しているのが現実です。「民主主義を支える公共財」と位置付けられる新聞には、ゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者が知識を得る負担を軽くしています。「知識には課税せず」との認識が国力を維持、向上させる力となるのは間違いないと考えます。

よって、政府におかれましては、下記事項について実現するよう強く要望いたします。

### 記

- 1 消費税増税に当たり、複数税率を導入すること。
- 2 新聞購読料への軽減税率を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月11日

常 総 市 議 会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣

## TPPの即時撤退を求める意見書

安倍首相は、TPP交渉参加にあたって二つのことを国民に約束しました。一つは国民への「丁寧な情報提供」です。いま一つは「強い交渉力で守るべきものは守る」でした。ところが交渉参加により、二つの約束はほぼ反故同然です。

一つ目の問題でも「交渉に参加すれば、情報入手しやすくなる」ということでしたが、実際は交渉初参加のマレーシア会合で、政府代表がやったことは、秘密保持契約への署名でした。その後、政府は一切公開できないとして全く明らかになっていません。

もう一つの「強い交渉力で守るべきものは守る」でしたが、自民党の西川TPP対策委員長は「(農作物の重要5項目を関税撤廃の例外から)抜けるか、抜けないか、検討はさせてもらわなければならない」と発言しました。自民党は、参議院選挙の公約でも米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖などの農作物の重要5項目を「聖域」とし、「それが確保できない場合は、TPP交渉からの脱退も辞さない」と国民に公約しています。重要項目の関税撤廃の検討に踏み込むという姿勢は公約違反であることは明確だと思います。先の6月議会において、本市議会として「国益に反するTPP反対」の意見書をあげましたが、国益に反することが明らかになった今、改めて経済主権をアメリカに売り渡すTPP交渉からの即時撤退を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月11日

常 総 市 議 会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣  
経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

## 主要地方道取手豊岡線バイパスの早期整備に関する意見書

主要地方道取手豊岡線は、取手市戸頭を起点に守谷市を経て、常総市豊岡町に至る主要な道路であります。

当路線は、近年交通量が増加しており、守谷市板戸井で鬼怒川に架かる滝下橋は車道幅員が狭く、大型車同士がすれ違うことができないため、対向車が通り過ぎるのを待たねばならず、朝夕の通勤時には激しい渋滞が発生している状況であります。

取手豊岡線バイパスについては、平成6年に常総市内の区域は都市計画道路・鹿小路細野線、守谷市内の区域は都市計画道路・供平板戸井線の名称で都市計画決定をされております。鹿小路細野線については、都市計画決定された延長約6.9キロメートルの区間の内、国道354号バイパスから国道354号までの約1.1キロメートルの区間は平成6年に供用開始され、取手豊岡線から主要地方道つくば野田線までの約3.7キロメートルの区間については、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業として平成26年度を目途に常総市が整備を行っております。

また、国道354号から取手豊岡線までの約1.2キロメートルの区間については、県が事業を実施しておりますが、当市が施工中の事業の完成に合わせて供用ができるよう早期整備について要望を行っております。

これらが完成し、国道354号バイパスからつくば野田線までの約6.0キロメートルの区間が開通すれば、交通量はますます増大し、滝下橋の交通渋滞はさらに悪化することが想定され、鹿小路細野線の延伸並びに供平板戸井線の整備が必要不可欠であります。

さらに、鹿小路細野線は、国道294号と並行して鬼怒川西部を筑西市から常総市まで南北に縦貫する鬼怒川ふれあい道路の一部を形成しており、今後、当地域の経済振興においてますます重要な路線となっていくことと思われまます。

つきましては、主要地方道つくば野田線以南の鬼怒川架橋を含む主要地方道取手豊岡線バイパスの事業計画を策定し、早期整備に向けて事業着手するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月11日

常 総 市 議 会

(提出先) 茨城県知事

## 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める意見書

去る11月23日、中国政府は、「東シナ海防空識別区」を設定し、当該区域を飛行する航空機に対して中国国防部の定める規則を適用するとともに、これに従わない場合には中国軍による「防衛的緊急措置」をとる旨発表した。

中国側のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものである。

今回の中国側の措置は、公海上空を飛行する民間航空機を含む全ての航空機に対して、一方的に軍の定めた手続に従うことを強制的に義務付けた。これに従わない場合、軍による対応措置を講じるとしたことは、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害するものであると同時に、アジア太平洋地域ひいては国際社会全体の平和と安定に対する重大な挑戦である。

東シナ海は多数の民間航空機の飛行経路であり、民間航空の秩序及び安全への影響の観点からも大きな問題である。このような中国側の措置は、我が国に対して何ら効力を有するものではないことをここに言明する。

また、中国側が設定した空域は、我が国固有の領土である尖閣諸島の領空があたかも「中国の領空」であるかのごとき表示をしており、このような力を背景とした不当な膨張主義を民主主義・平和主義国家として我が国は断じて受け入れることはできない。

政府においては、公海上空における飛行の自由を妨げるような今回の一切の措置を即時撤回する旨、中国側に強く要求することを求める。

また、同盟国である米国をはじめ、自由・民主主義、基本的人権、法の支配といった共通の価値観を有する周辺諸国・地域を含む国際社会及び国連をはじめとする国際機関と緊密に連携しつつ、我が国の主権と国民の生命・財産を断固として守り抜くため、毅然たる態度で必要なあらゆる措置を講じることが政府に強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月11日

常 総 市 議 会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣